

「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」新旧対照表

改定前(2011年4月21日付)	改定後(2011年5月16日付)
<p>第1条(本規約の適用)</p> <p>1.ソフトバンクBB株式会社(以下「当社」といいます。)は、このYahoo! BB 光 with フレッツサービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)の提供するフレッツ 光ネクスト、B フレッツまたは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の提供するフレッツ光 ネクスト、フレッツ・光プレミアム、B フレッツ(以下、総称して「フレッツ光」といいます。)のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス(後記第2 条第(1)項に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>	<p>第1条(本規約の適用)</p> <p>1.ソフトバンクBB株式会社(以下「当社」といいます。)は、この Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社 (以下「NTT 東日本」といいます。)または、西日本電信電話株式会社 (以下「NTT 西日本」といいます。)の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス (後記第2 条第 (1) 項に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>

「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」新旧対照表

改定前(2011年4月21日付)	改定後(2011年5月16日付)
<p>第1条(本規約の適用)</p> <p>1.ソフトバンクBB株式会社(以下「当社」といいます。)は、このYahoo! BB 光フレッツコースサービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)の提供するフレッツ 光ネクスト、B フレッツまたは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の提供するフレッツ 光ネクスト、フレッツ・光プレミアム、B フレッツ(以下、総称して「フレッツ光」といいます。)のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光フレッツコースサービス (後記第2 条第(1)項に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>	<p>第1条(本規約の適用)</p> <p>1.ソフトバンクBB株式会社(以下「当社」といいます。)は、このYahoo! BB 光フレッツコースサービス規約(以下「本規約」といいます。)に従い、当社が別途定める、東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます。)または、西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)の提供するフレッツ光のうち、会員が選択したサービスを利用して、Yahoo! BB 光フレッツコースサービス (後記第2 条第(1)項に定義し、以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。</p>

「BB ライフ会員規約」新旧対照表

改定前(2010年2月1日付)	改定後(2011年5月16日付)
<p>第2条(用語の定義)</p> <p>(13)「フレッツ光」とは、NTT 東日本の提供するフレッツ 光ネクスト、B フレッツまたは、NTT 西日本の提供するフレッツ 光ネクスト、フレッツ・光プレミアム、B フレッツのいずれかをいいます。</p>	<p>第2条(用語の定義)</p> <p>(13)「フレッツ光」とは、NTT 東日本または NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。</p>

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約」新旧対照表

改定前(2010年12月1日付)	改定後(2011年5月16日付)
<p>第2条(用語の定義)</p> <p>(14)「フレッツ光」とは、NTT 東日本の提供するフレッツ 光ネクスト、B フレッツまたは、NTT 西日本の提供するフレッツ 光ネクスト、フレッツ・光プレミアム、B フレッツのいずれかをいいます。</p>	<p>第2条(用語の定義)</p> <p>(14)「フレッツ光」とは、NTT 東日本または NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。</p>

「接続機器レンタル規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用)」
新旧対照表

改定前(2010年12月21日付)	改定後(2011年5月16日付)
<p>第14条(ひかり電話機能)</p> <p>5. ひかり電話機能の利用契約の解約は、BB サービス規約に準じるものとします。</p>	<p>第14条(ひかり電話機能)</p> <p>5. ひかり電話機能の利用契約の解約は、BB サービス規約に準じるものとします。ただし、会員が、当社が別途定める利用条件と異なる仕様でひかり電話機能を利用していることが判明した場合、利用契約を解約する場合があります。</p>